

## 第6回 部活動の在り方検討会

日 時：平成30年7月18日（水） 14：00～16：30

場 所：島根県庁分庁舎 2階 教育委員室

### 会長挨拶

まず、会いましたら「暑い、暑い」という話をしますけれども、全国的な豪雨災害がありまして、特に中国地区では凄まじい災害になりました。お見舞いするしかありませんけれども、本学の学生たちもボランティアセンターを立ち上げて、江津辺りまではボランティアに派遣する体制をとっておりまして、今、実際に行っております。死者はなかったようではありますが、県外の方は色々災害があつて大変だったと思います。

これからも、今週から、中学校では県総体とか全中もありますし、それから、ニュースを見ていましたら、今、高校野球で熱中症になったということがございまして、色々な面で健康が懸念されています。どうか、このあと天候が落ち着いて、みんなが快適なところでスポーツに挑むことができる格好になれば良いかなと思っているところです。

今日は第6回目の在り方検討になります。今日のところは、特に前回のまとめと、それから項目の検討に入ります。特に項目の検討、今日は資料が非常にたくさん出ておりますけれども、この会をワーキング的にやっていくということになりますので、時間は2時間ちょっとですけれども、活発なご意見をいただきながら、スムーズに取りまとめができれば良いかなと思っておりますので、みなさんのご協力をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

### 会議の公開について

(設置要綱第5条に基づき公開の了承)

### 議事1

○会長

資料1からになりますが、前回の検討会で適切な休養日と活動時間、設定理由、運用上の留意点の記載内容等についてご意見をいただいております。その意見を踏まえて、事務局で再度検討していただきました。

資料1の変更点等について、一括して事務局より説明していただき、その後、1ページずつ個別に見て、ご意見をいただきたいと思っております。

それでは、事務局よりお願いいたします。

## ○事務局

よろしく申し上げます。既に策定された 15 都府県のものを綴じておりますので、膨大な資料になっております。今後、会議のたびに、都道府県の資料が増えていくかと思えますけれども、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは、説明をさせていただきます。

資料 1 の 1 ページをご覧ください。第 5 回会議資料を訂正した形で配布しております。前回の資料では、中学校・高等学校別に考慮すべき留意点を記載しておりましたが、すべて共通ということでしたので、(3) と新たに項目立てをして、その他考慮すべき留意点（中高共通）という形にしました。

また、教員の働き方改革の観点から、考慮すべき事項も挙げておりますが、休養日や活動時間の設定だけに限らず、本日検討していただくその他の項目からも考慮すべき事項があります。部活動指導員の導入ですとか、大会等の精選など、方針に記載すべき他の項目と並べて記載することとして、あえて (4) と項目立てをせずに、末尾に仮置きをしております。これが 8 ページ目になります。

全体の記載についてですが、前回もありましたが、白丸は基準の設定理由・考え方、黒丸は特別な事情に対応するための運用上の留意点等になっておりますが、これをすべてゴシックで記載しております。四角の枠で囲っております休養日及び活動時間の基準自体の変更はありません。

それ以外の部分で、前回の会議から変更した主な点を 2 ページから 8 ページまで一括して説明させていただきます。

2 ページをご覧ください。中学校の学期中の休養日についてです。変更点のところですが、2 つ目の丸、「スポーツ医・科学の観点から休養日は必要である」のところですが、ジュニア期の定義について、アスタリスクを付けて説明を入れました。読み上げます。

「ジュニア期の定義には諸説あるが、いずれの説においても、中学校をジュニア期とする説が共通する」としました。色々な文献を調べてみました。小学校段階をキッズであるとか、中学校段階をジュニア、高校段階をユースなどとしている文献もあります。小学校、中学校をジュニア期としている文献が多くあります。

その下、「休養は心身を休めて疲労回復したり、ストレスを解消したりするために必要である」のところですが、説明につきましては、中高の保健体育の教科書から引用しております。読み上げます。

「運動や勉強などで体や脳が疲れたとき、休養を取らないと疲労は回復されず、判断力が鈍って事故を招いたり、免疫の働きが弱まったりするなどして、健康を損ねることにもなる。疲労は情緒を不安定にし、活力を低下させるなど、生活の質に大きく影響するが、適切に休養を取れば疲労は回復し、活力がよみがえる。特に睡眠は重要で、睡眠には心身の疲労を回復させ、体の傷んだ部分を修復し、

体の抵抗力を高める働きがある。体には難度や強度の高い運動を行うと、最初は疲労によって一時的に体の機能が低下するが、適度な休養を取ることによって、前よりも高いレベルにまで回復する性質（超回復）がある」としました。

その下、運用上の留意点等を分かりやすくするために入れております。運用上の留意点の内容について、下の2つを変更しました。具体的には、計画を立てる際、定期の休養日を入れようと考えていた日に大会が組み込まれている場合と、休養日の設定をしたあとで、大会や練習試合、合宿等が入ってきた場合を分けて考えてみました。読み上げます。

「定期的に設定する休養日に大会やコンクール、合宿等が開催され、休養日が設定できない場合、大会等の終了後、早い時期に休養日を設定する。休養日として設定した日に大会やコンクール、合宿等が開催されるようになった場合、大会等の終了後、早い時期に休養日を設定する」。また、留意点については、前は「柔軟な対応をする」というようにしておりましたが、これを「早い時期に休養日を設定する」としました。

もう1つですが、休養日の設定にあたっては、「しほ家庭の日の取組を考慮する」。一番上のところに書いております。これを入れております。これは前回と変わりません。

このページについては以上です。

3ページをご覧ください。

○会長

ちょっと待ってください。一括してやられるということでしたけれども、ちょっと今日は暑さがある、集中力が乏しいかもしれませんので、1ページずつにさせていただきますか。よろしいですか。

○事務局

分かりました。

○会長

ちょっと私の都合ですけれども、集中力が続きませんので、1ページずつ、項目ごとに見ていきます。

2ページの中学校、学期中の休養日について、何かご質問やご意見等はございますでしょうか。

○委員

最後の2つの黒丸の違いが説明されたと思うのですがけれども、どう違うのか。今、ぱっと聞いただけでは分からなかったのですがけれども。同じようにも読めるのですが。

○事務局

基本的に、計画を立てる場合は、定期的な休みを恐らく設定されるのではないかというように思っております。その定期的な休みのところに大会が入る可能性がありますので、そういったときの場合が上のところでは。

そして、既に行事予定でこの日を休みにしてしまったというところで、何らかの大会が入る可能性があるのではないかというのがその下の部分で、計画を立てる前の段階と、計画を立てた後というように捉えていただくと良いのですが。

○委員

今、聞いてもまだ良く分からないのですが、同じことではないのでしょうか。違いますか。

○会長

内容的に非常に近いことが書いてありますので、1つになるとかならないですかね。

○事務局

元々が1つで整理がしてあって、「休養日として設定していた日に大会が入る」という表現がありました。元々、大会が入る日に休養日などを設定しないのではないかという意見もあって、そのことを丁寧にまずは1回分解するということになるのです。

○事務局

前回は休養日に設定した意味として、そこに大会を入れるとか、そういったことはあり得ないのではないかということもありましたけれども、全くないというわけではないと思いますし、それから、合宿とかは入ってくる可能性があって、それに行かないということもあるのですが、色々つながりですとか、そういったこともあって、休みを入れていたけれども、行かなければいけないというようなこともあるのではないかということで入れております。

○委員

下から2つ目の黒丸はなくても良いのではないかと、今、聞いていて思うのですけれども。というのは、「定期的に設定する休養日」というのは「休養日として設定した日に」、あとは全く同じ。違いますか。

○事務局

一緒ですね。

○委員

定期的に設定すると、「休養日として設定した日に」という違いだけではあって、とにかく休養日として設定した日に大会とか合宿がもし開催されるようになったら、早い時期に休養を取りなさいということが分かれば良いのではないかなと思ったのですけれども。どうでしょうか。

○事務局

学校のほうで、恐らく年度当初に計画を立てられる時点のものを上の丸のほうのイメージで書きました。年度当初、まず標準形は第何土曜日とか、標準形をつくられるときにまずこちらへ。そのときに大会やコンクールが年度当初から分かっている分は外して設けておられて、そのあと、動き出してから年度途中で設定してしまった日に大会やコンクールといった場合のフォローをするのが下の黒丸なのですけれども、学校の先生方で分かりやすい表現というのが一番大事だと思います。

最初は下のような表現だけにしていたら、何度も言いますけれども、休養日に設定した日に大会やコンクールを入れることはないというか、そのような日を休養日には設定しないというのもありました。

○会長

同じような項目が同じような書きぶりで書いてあるから、どちらを優先するか、どちらかを括弧書きにするということもありますでしょうけれども、3つ丸を設けて、より現場が分かりやすくしたということですよ。

○委員

余計分かりにくくなったかもしれません。下の3つ目だけで私は分かると思いますが。休養日として設定した日に、あとから予定が入ったということで、これ一本で分かりやすいと思います。

○委員

僕もそう思います。

○事務局

委員の皆様のご合意がいただければ、再度、修正いたします。

○会長

いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員

意図としては、毎週2日、2日、2日は無理でも、この日、この週、1日しか休めなかったら、その分、次の週で休みなさいというようなことですよね。全体をならしたら週2日ぐらいは休んでいるようにしましょうという、そういうことですか。

○事務局

大会があれば、そうです。

○委員

例えば茨城県などは、週末に大会があったときは、「ほかの日にしなさい」というような、もう少し具体的に書いておられるのですけれども、例えば平日はたくさんあるので、水曜日に休みと決めていたけれども、その日だめならほかの曜日に変えれば。それは多分「2日休みましょう」で良いような気がするのですけれども。

土日のどちらか休みましようと言っているのに、土曜・日曜の大会だと休めないから、その分どうするかということが問題ではないかと思うのですけれども。他県の表現のほうが分かりやすいのかなというような気がしますけれども、どうでしょう。

○委員

元々、大会は年間行事計画がそもそもあって、それに基づいて休養日のほうも設定しますから、ここで言うのは多分、地区大会とか、いわゆる親善大会とか、そうしたレベルのものだろうなというように思っております。いずれにしても、2つの丸はいらないのではないかと思います。

先ほど委員が言われた「週末」という表現は、中学校にはあまりなじまないのではないかなと思うのです。ただ、中学校の総体等、いわゆる平日に大体されますので、「週末」という表現はあまり中学校になじまない。ただ、それはこの表現で良いのではないかなと思いますけれども。

○委員

今、ここに書いてあることですか。

○委員

はい、言われたことを。他県を参考にというところですが。

○会長

いかがでしょうか。2つ書いてありますが、例えば下の項目に合わせてしまうと、休養日として設定した日に合わせてしまうと。委員の方の同意が得られれば、修正したいと思えますけれども。

○委員

一番下の文章が、その上の文も包括してしまうのではないかとこのように単純に思いますので、3番目だけで、2番目はカットしても良いのではないかと。

○委員

良いと思います。

○会長

よろしいでしょうか。

……………異議なし……………

それではそのように。

ほかにございますでしょうか。

○委員

アスタリスクに書いてある、「ジュニアという定義には」という部分は、これは事務局で付けられた注釈ということですか。

○事務局

はい。

○委員

その前に引用してある日本体育協会は、この「ジュニア期における」のジュニア期はどのように想定してつくっておられるのですか。

○事務局

対象は7歳から18歳の男女、これはアメリカです。それから20歳未満、16歳前後の男女208人、それから14歳から19歳の男女2,700人とか、11歳から17歳の女子5,400人ということです。これが日本ではなくて、アメリカとかカナダとか、そういったところの文献を対象にされたものです。日本体育協会はその文献研究ということで出しておられます。これがスポーツ庁が出したガイドラインにもそのまま載っており、他県でもこれをそのまま使っておられるということもあったので引用しております。

○事務局

分かりやすく言いますと、日本体育協会、いい加減なことをやられたというわけでは決してないのですが、要するに日本体育協会さんは、ジュニア期というものを定義、特にかちっと何歳から何歳までと定義せず、こういう表現をされたということです。

そのジュニア期というものはどういうものなんだろうと。その日本体育協会の文書の中には定義がないものですから、色々調べた結果、結構幅がある。ただ、中学校の3年間をジュニア期とする点では、これは説とありますけれども、する点では共通しているということです。

○会長

よろしゅうございますか。実際まとめるときには、この文献とかは巻末のほうにまとめて参考文献として書かれるわけですね。

○事務局

はい。

○会長

以上、よろしいでしょうか。1ページ。

……………質問・意見なし……………

それでは、3ページをお願いします。

○事務局

3ページをご覧ください。中学校の学期中の活動時間です。「スポーツ医・科学の観点からは活動時間の設定は必要である」のジュニア期の説明は、先ほどのところと同じです。

その下、運用上の留意点についてですが、ここも語尾のところを変えておりますので、読み上げま

す。

「1 週間の中で終業時間が違うこともあるため、曜日によって活動時間（活動終了時間）を変更する等、適切に設定する」、「日没時間との関係上、冬期の活動時間は夏期に比べて短くなることも考えられるため、季節によって活動時間（活動終了時間）を変更する等、適切に設定する」、「大会前や合宿、遠征、シーズン制で活動する等、一定期間に活動時間を増やす必要がある場合については、その後活動時間を短縮する等、適切に設定する」、「体育館やグラウンドの使用ローテーションや、天候により活動場所や時間に制約がある場合、活動時間を変更する等、適切に設定する」としました。

前回の会議で意見が出ておりました「こちらも柔軟に対応する」の部分を、「適切に設定する」とすべて変更しております。

○会長

3 ページについて、いかがでしょうか。

○委員

すみません、細かいところが気になっているのですが、括弧書きに「(活動終了時間) を変更する」になっていますが、これは時刻ですよ。

○事務局

はい。

○委員

すみません。質問ですけれども、一番上の黒丸の「活動時間を変更する等、適切に設定する」というのは、これは活動時間というと、要するに長くとも 2 時間、それ以下でないとだめだということですね。その程度以下でないと。

○事務局

そうです。例えば 7 時間とか 6 時間ということがあるので、2 時間で設定できるときもあれば、1 時間しか設定できないようなときもある。

○委員

それを例えば平日 3 時間ぐらいやってしまうというのはだめというものもあるということですか。

○事務局

それも曜日によってはといたしますか、活動の内容によって、その下のところとも関係があると思いますが、この日は3時間程度やって、次の日は1時間程度になるということも流動的にはできるのではないかというようにも考えて書いております。

○会長

ほかにいかがでしょうか。

……………質問・意見なし……………

それでは、ここでは時間と時刻の表記、それを適切にお願いいたします。

○事務局

はい。

○会長

それでは、次をお願いします。

○事務局

4 ページ目をご覧ください。中学校の長期休業中の休養日・活動時間についてです。設定理由と運用上の留意点について、少し整理をしてみました。読み上げます。

「長期休業中であっても、生徒に対し、健康面や学業との両立の側面で配慮すべき点は全く変わらない」、「休養日については、週単位で考えるほうが活動計画を立てやすい」、「活動時間については、学期中の週休日と同様の生活時間帯であることを考慮する」。

運用上の留意点については、国のガイドラインの考え方を取り入れました。「長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける」です。

すみません、ここで運動部活動というようになっていますが、運動を取らないといけないかなと思っています。ガイドラインのほうにはそのまま書いてありましたのでそのまま入れましたが、文化部も併せてということ島根県では言っておりますので、部活動以外ということで、運動を取らせていただきたいと思います。

○委員

留意点ですかね。

○事務局

運用上の留意点の 2 行目です。

○委員

ただ、ガイドラインから抜粋しているものを、それを取って良いかどうかという問題が出てくるのではないですか。

○事務局

ちょっと良いですか。例えば、そのまま抜けないときは、主旨を踏まえることは同じですので、ガイドライン一部改、そういう書き方ができるのではないかと思います。

○事務局

すみません。

○委員

抜粋ではいけませんよ。

○委員

文化部については、文化庁のほうで、今、また新たに考えておられるところですか。

○事務局

その点につきましては、社会教育課のほうからお願いします。

○事務局

資料を用意していないのですけれども、説明をさせていただきます。

文化庁のほうで、少し正式名称は長いのですけれども、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン作成検討会議」というのが、先週の 7 月 12 日のところで第 1 回の会議が開催されました。

その会議の中では、運動部のガイドラインを踏まえた上で検討がされるということで、検討内容として、運営のための体制整備ですとか、活動時間、それから休養日の設定と、運動部のガイドラインに出ているような内容で文化部のほうも検討がされる予定になっています。

今後は4回程度会議を開催しまして、今年中、12月ぐらいまでのところでガイドラインの決定をするという予定になっているようです。

県のガイドラインについては、先ほど話もありましたように、文化部和運動部、共通したガイドラインになっていますので、国の文化部のガイドラインの検討会議の動向も注視しながら、この検討会で検討することになるのか、終わったあとで国のガイドラインのほうができれば、そちらのほうの内容で反映する部分があれば、そのあとガイドラインのほうに反映させるというような、今、予定が12月ごろにガイドラインが決定する予定となっておりますので、その時期がまだはっきりしないような状況となっております。

#### ○委員

今、運動の部も外すとおっしゃったので、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインでスポーツ庁が出しているものであれば、私的にはこのままで良いのかなと思ったものですから。一部抜粋ということでも構わないと思いましたが、それがあってお訊ねをしたところです。

#### ○会長

研究物はグラフ等について情報を改定する場合に一部改編というようなことがあります。ここは丸1つで、ここではスポーツ庁のそのものをガイドラインに入れておいて、2つ目に、「文化部もこれに準ずる」とか、こういった書き方もあるのかなと思ったのですが、どちらが良いのか。島根県は一緒に考えていますからね。

#### ○委員

すみません。もし文化庁からのものが12月に出るとすれば、実際、島根県のガイドラインが3月を目標にしているので、ここに文化庁からのガイドライン、同じものを入れても良いかもしれないというのを、含みを持たせておいたらどうですか。

#### ○会長

文化庁から出たときには、かなりの部分について導入することになりますかね。

#### ○事務局

今、第1回の会議が開かれたばかりで、反映する部分があるのかなのかというのは現時点では分からないです。

○会長

これまでの流れでは考え方を「準ずる形」ということでずっと出ていますよね。

○事務局

検討項目としても、今、国の運動部のガイドラインに合わせたような検討項目になっているので、その内容がどうなるかによって反映される部分があるのかないのかというのが今の状況かと思います。

○会長

このことについては、方向はそうとして、一部ペンディング的な意味合いも残していただいて良いですかね。

ほかにありませんでしょうか。

……………質問・意見なし……………

それでは、5 ページをお願いします。

○事務局

続いて5 ページです。高等学校についての内容です。学期中の休養日について、設定理由、考え方について、「スポーツ医・科学の観点から、休養日は必要である」のところですが、ジュニア期の定義についてはアスタリスクを付けて、高校向けの説明を入れました。読み上げます。

「ジュニア期の定義には諸説あり、高校生をジュニア期とする説としない説が混在する」としました。

その下、「休養日を設定することで、学業との両立が図られる」を、中学校と同様に入れました。

それから、その下、「高等学校では中学校教育の基礎の上に、生徒の興味・関心、能力・適性、進路等に応じた多様な教育が行われており、自己実現に向け、部活動を視野に入れて高等学校を選択している生徒がいることを考慮する」は、そのまま白丸で入れました。

なお、運用上の留意点のところ、一番下、「重点校をはじめとする部活動の特色や、学校魅力化の観点から、部活動推進に努め、選手強化や競技力向上を目指している高等学校があることを考慮する」は、前回は白丸でしたけれども、白黒はっきりつけるということで、運用上の留意点として整理をしました。これは四角で囲んだ1日以上の休養日の設定の理由ではなく、部活動によっては、合宿から試合に向かうなど、週当たり1日以上の休養日を設けることができない場合、高等学校についてはあるのではないかとすることを考慮に入れて、そこの部分で白から黒に改めました。

○会長

それでは、5 ページのところでご意見、質問等ございますでしょうか。

○委員

すみません。最後の説明をもう一度お願いできますか。つまり、運用上の留意点の最後の黒ポチは、このような高校であれば、週当たり 1 日以上 of 休養日を設ける必要がない。必要がないというか、設けなくても良いというか、もう 1 回説明してもらえますか。意味が良く分からなかったのです。

○事務局

「原則として、週当たり 1 日以上 of 休養日を設ける」ですが、合宿から試合に向かうなど、1 週間の中で 1 日の休みを設けることができない場合があるのではないかとということです。

○委員

確かに。一番最後のポツですよ。

○事務局

はい。

○委員

この内容は、「部活動の推進に努め、選手強化や競技力向上を目指している高等学校を考慮する」というように書いてあるけれども、もう 1 回、どういう意味ですか。運用上の留意点というのは、まず、原則として、週当たり 1 日以上 of 休養日を設ける。これは大原則であって、その原則に対する運用上の留意点として、どう考慮するのですか。

○事務局

1 週間のうちに 1 日、休むことができない場合もあるのではないかとということです。

○委員

それは 2 ポチ目、3 ポチ目が理由なんですよ。違いますか。今、ご説明されているのは、黒丸の 2 つ目、3 つ目の内容ではないかと思うのですけれども。つまり、これだけ読んでみると、部活動強化を進めているような、例えば、県立高校でいえばスポーツ推薦をやったり、あるいは体育科を設けて、高校スポーツ振興を進めている学校であれば、この原則は必ずしも適用しなくても良いような、そういう考慮をしますよというように解釈できるところもあるのですが、そういう意味ではないので

すよね。

#### ○委員

それに絡んでですけれども、一番下の黒丸が、考慮するのは誰なのかという主語が必要だと思えます。前の3つは「学校は」というように、あるいは「校長は」かもしれません。そうだと思うのですけれども、一番下のは、「学校は高等学校があることを考慮する」みたいになるとまたおかしいので、その辺りも少し良く分からない部分かなというように思いますし、先ほど委員が言われたように、週1回は休養日を設けることになっているので、どのような学校であろうと、どこかで設けなくては行けない。できなかつたら、早めにどこかで取るということであれば、この4つ目の黒丸の意味といえますか、良く分かりにくい部分があるのではないかと思います。

#### ○委員

この白丸の、いわゆるその理由の観点から見ても、週当たり1日以上休養日を設けることは必要であるというように私は思っているのですけれども、一番最後の黒ポチが、それを最後の最後になって、主旨というか、それを覆すような表現になっているのではないかなという気がするのですが。誤解を招くような。いかがでしょうか。

#### ○会長

4つありますけれども、先ほど中学校でも出たように、ここは片方にすると、高等学校だけ残すというようなことはおかしいなと思えますが。

そうすると、この「休養日として設定した日に」というところで意味が通るのではないかと。特にこの「重点校をはじめとする」というところが、何を意図して書かれるのかということですね。誰がどのように考慮していくのか。多分、先ほどの説明では、毎週1日は休まなければいけないけれども、通して、合宿とかしながら、大会に臨むこともあるので、定期的には取れないという意味だと思えますよね。そうすると、この「休養日として設定した日に」というところにもかかってきますよね。それと重点校との関係がどこにあるのかということですよ。

#### ○委員

併せて、白丸の一番最後も「考慮する」とあって、前回、私はこの会には出ていないのですけれども、前回の分には、最後の黒丸は、この上の白丸のところと並列してあったものを下に下ろしたと説明されたのですけれども、今の話でいくと、上の白丸の部分も同じように、誰がどう考慮するのかということになるので、併せて考えないといけないのではないかなというように思いながら聞いていま

した。

○委員

高校が1日で中学校が2日となったのは、先ほどの一番下の白丸と一番下の黒丸を考慮した結果、そういう議論になったということですか。

○会長

そういうことです。そういうところにつながるといいます、確かに。中高の上の括りが、表現が違う。そこはここを考慮したという、このような流れですよ。

○委員

ですから、そういう意味では、上の白丸のほうに、元に戻したほうが素直に落ちるのですけれども。中学校は2日であって、高校は1日の理由というか、こうした内容を考慮した上で「週1日だ」というように整理されると、すっと落ちる。

○会長

白丸は基準の設定理由、考え方ということですから、確かにそのような感じに思いますよね。

○委員

ついでですけれども、私もそう思います。一番下の黒丸は上のほうで白丸にして良いのではないかと。

それから、この「考慮する」というのは、上の2つ目の丸とか、3つ目までの丸にはないわけですが、例えば、4番目の白丸の「生徒がいる」、それから一番下の黒丸のところの「学校がある」、それで良いのではないかと思います。白丸のものはすべて「考慮した」という形で良いのではないかと。統一してしまったら良いのではないかと思います。

○会長

分かりましたか。

○事務局

はい。白丸で統一します。

○会長

特別な事情にはなかなか読みにくいかもしれませんね。中学校との違いを示すためにこう書いたわけですね。ですから、基本的な設定理由に「当たり」を入れるのですよね。

ほかの方、いかがでしょうか。

○委員

今の話を聞いて、ようやく意味が分かりました。中学校と高校の休養日の日数が違う理由がここに挙げてあるということですね。それが明文化していないと、何の白丸か分からなかったのです。設定の理由を上挙げることは私も良いと思いますが、その前のタイトルか何かで、高等学校の休養日を1日に設定した理由とか、何か説明があって、その理由が2つポンポンと挙がっていると分かりやすいのかなとは思いますが。ただ、これだけでは文言が難しいかもしれませんけれども。

○会長

基準の設定理由、考え方で白丸が並んでいるということですね。そうすれば考えやすいと。

よろしいでしょうか。今の考え方、まとめていただいてよろしいですか。

○事務局

はい。

○会長

ほかはいかがでしょうか。

○委員

別件ですけれども、中学校も一番最初に「休養日のところは原則として」という表現があるのですけれども、私、ここはいらないのではないかというように思うのですけれども。つまり、運用上の留意点は出されるんですよね。

○事務局

はい。

○委員

運用上の留意点があるならば、基本的には「週当たり1日以上休養日設ける」とストレートに

書いたほうが、学校現場の先生方にも通じやすいのかなと思います。色々な事情があって、色々なケースが考えられるので、「原則として」というように書かれたのだらうと思うのですが、徹底するという意味でも、「原則として」という言葉は抜いて、その「原則として」の意味合いが運用上の留意点のところに込められれば、それはそちらのほうが望ましいのではないかなと。ルールとしてです。

あまり「原則として」というと、何となく良いのかなというようなニュアンスに伝わってしまうのも嫌だなというように、せっかく決めたものが。どうなんですかね。次のものを見たら、活動時間はやはり「原則として」。

○会長

基準のところは「原則として」がかなり入っていることは確かですね。ほかのところもですね。

○事務局

はい。

○委員

難しいです。これはあったほうが良いのですか。

○事務局

一応、「原則として」は全部のところに入っております。

○会長

教育監にここでお聞きしてもよろしいですか。国語的にこの「原則として」を使うか使わないかはかなり違うのでしょうか。

○事務局

結局、この「原則として」という言葉を頭にあえて置いて、それを下で説明するという考え方だと、置いても良いということになる。ただ、それはくどいやり方であって、「基準はこうです」と。ですから、他県のを見ると「基準」という言葉を使っているんですね。この基準というのも、実はこれが基準だというよりも、若干の例外を含んだ言い方ですので、より曖昧にするか、それともということで、実質的には全く変わらない。

ただ、ちらちら今、そう思って改めて他県のものを見てみると、あまり「原則として」という言葉はどうやら使っていないですね。そして、その「基準」という言葉を巧みに他県は使っているよう

な感じがいたします。この基準は基準なのですけれども、「これを基準として」とか、基準イコールというように書けば、下にその例外はあるんだなということです。もしそれがなかったら、非常に厳格な、何と言いますか、法令的なものというようにもとられかねないところもあって、その辺り、どこまで押すのか、どこまで引くのかというところは若干難しいところもあろうかと思えます。答えになっていないかもしれませんが。

#### ○委員

その辺りのところで、僕も最初から、このガイドラインをつくったものがどれぐらい拘束力があるのかというところが気になっているところではあるのですけれども、学校現場の先生方がこれを読んだときに、どう思うかということを考えたら、やはり僕らは基本的には各学校で合意を得ながら、このガイドラインを踏まえて、それぞれどうするかというのを設定してもらいたい、実情に応じてという思いですけれども、そのときに、がちっと「原則として」を入れずに基準ということを出したときに、「こう決まっているから、しなければいけない」というように、文字通り捉えてしまう人たちが結構いるのではないかというように思うのが一つ。

ただ、「原則として」であれば、「守らなくても良いではないか」と逆に捉えてしまうという危惧も一つあるということで、悩ましいところではあるかなと思うのですけれども、他の県とかスポーツ庁は、「原則として」ということを入れていないので、あえてそれを島根県として入れるかどうかというところ、議論があるかなというように思いました。

#### ○会長

委員さん、現場として、もしこれが進んだときに、この「原則として」が入るか入らないかという違いはかなり考慮されますか。

#### ○委員

何となく、現場にこのガイドラインが浸透していくときに、これががちっとはいかずに、少しずつ薄らいでいくというか、何となくガイドラインだけが残って浸透していくような感じが僕はしています。

「原則として」というのがあると、やはりそうではない部分もあるということがあるだろうなという事は察してもらえるかもしれませんが、統一してなくす方が良いと思います。

#### ○委員

私は統一的に「原則として」という言葉は、全部に使ってほしくないとは言っていないです。ただ、

この「週当たり 1 日以上の休養日を設ける」ということは、以前から高校の部活動の中で、高体連も高野連も訴えてきている。そして実際、70%も超える部活動で週 1 回の休養日を設けているので、それなりに意義があつて浸透して、これを徹底すべきだというように思っているものですから、この場合はいらないのではないかなと。いるところもあると思います。それはなかなか難しいところであつて。ここは「週当たり 1 日以上の休養日を設ける。ただし、運用上の留意点で、このようなレアケースもあるので、こういう場合は別なときにやってください」という、「別の週にとってください」という形でフォローしておけば良いのかなというつもりで発言をしました。

#### ○会長

もともと別項目という考えで、この基準を見ただけで大体分かるように初めは書いていたものですよ。ですから、この週はやるのだけれども、次の週に 2 日は休みましょうというところで、「原則として」を使うと。ここに運用上の留意点も挙がったので、あえて 2 つになってしまったというところで分かりにくさが出てきたのかもしれないね。両方書くのであれば、もう取ってしまったも良いかもしれませんけれども。

ただ、この基準だけが出て行った場合には、完全に「これは的確に守りなさい」ということになりますよね。捉え方はいかがでしょうかね。

#### ○委員

国のガイドラインのところには、5 ページにある「適切な休養日等の設定」のところの、4 行目に「以下を基準とする」と書いてあつて、「学期中は週当たり 2 日以上 of 休養日を設ける」という書き方がしてありますので、そうであれば、例えば中学校でも高校でも、大きな項目に「学期中の休養日の基準」といって、そこに基準が載ってくれば、「原則として」というのは必要ないのかなというように思うのですけれども。

あるいは「学期中の活動時間の基準」というように、そこに「基準」という言葉を入れてしまえば、「原則」という言葉は入れないでいけば良いのかなというように思います。

恐らく国のガイドラインもそういう形であれば、そういう書き方のほうが分かりやすいのかなというように思います。

#### ○会長

いかがでしょうか。

#### ○事務局

今のご意見の「学期中の基準とする」という形で、「原則」を取るような形で考えてみます。

○委員

みなさん、ご意見がそちらのほうが多いのかなと思いましたので。

○会長

1 ページの下にある記載についての部分がはっきりと認識していれば、大体通じますけれども。これがないと読みにくいですね。これが基準だということを示していけば。

○委員

すみません。これが示されるときには、何らかの前文というものが示されますよね。「以下に基準を示す」というような文が一番最初に前文があって、数字が示されるわけですよね。

○事務局

はい。

○委員

とすれば、そのところに、「以下、基準を示すものとする」とか何か、そのような一文があれば、すべてが基準になりますので、それで良いのかなと。私も「原則として」というのがたくさんあると、すごく及び腰になっていて、「一応書いたけれども、あとはお任せします」というような捉え方になりかねないなという、先ほどの「重点校をはじめとする」というのもそうですけれども、何かなし崩しになりそうな気がするので、「原則として」というのは取ったほうが良いと思います。

○会長

大体そのような意見で集約したと思うのですが、よろしいでしょうか、そういう方向で。

○事務局

分かりました。

一つ確認させていただきたいのですが。

○会長

はい。

○事務局

ありがとうございました。「基準」という言葉をどういう形で使うかについては、先ほどおっしゃった、どこかにまとめた形で使うということもあるし、副会長さんがおっしゃったように、一つひとつのところに挙げるというやり方、それについてもまたこちらのほうで検討させていただくということによろしいですか。

○会長

よろしいですね。

……………異議なし……………

それでは、次、お願いします。

○事務局

6 ページをご覧ください。高等学校の学期中の活動時間についてです。ここについては、中学校との共通部分と同じものについては省かせていただきます。

先ほどもありましたけれども、「重点校をはじめとする部活動の特色や」というものが一番下にきておりますが、先ほどのご意見からすると、これも時間を中学校よりは増やしているというところからすると、先ほど委員等からもありましたけれども、白丸にして上にするということになるかと思いません。

○会長

いかがでしょうか。

○委員

ここが一番難しいところなんだろうなというように思うのですが、ここは「原則として」という表現も良いのかなと思ったりもしますが、高体連の立場というか、校長としての個人的な私見もあるのですが、本校などを見ても、平日の3時間程度については、ある程度現実に沿った形かなというように思うのですが、学校の休業日の4時間程度については、示してある資料でも、4時間以上の数字を見ると、20%前後も数字があるわけで、実態はそうであって、そういった人たちには遵守可能なのかなというのを危惧します。

先ほど会長さんのお話があったように、現在、高校野球が行われていますが、私も高校野球の顧問をずっと十数年やってきたのですが、土日は実際、今でも朝から夕方まで練習試合を組んでお

ります。

また、高体連の中でも、それこそ言われたような重点校、あるいは部活動推進・選手強化・競技力向上に努めている部活動については、これはもう土日の両日、あるいはどちらかの日について、4時間では済まないのが実態なのではないか。その数字がこの20%なのではないかと思うのです。

ですから、今、妙案はなかなか浮かばないのですけれども、これをそのまま出すと、かなりの先生方の色々なご意見をもらうんだらうなと思います。

そこで運用上の留意点があると思うのですけれども、大会前とか、合宿とか、遠征とか、シーズン制とか、そうしたことが色々書いてあるのですけれども、この辺りをもう少し丁寧に留意点を書く必要があるのかなと思います。

本当に4時間で良いのか。留意点はこの表現で良いのかというのを今見て、少し疑問を感じますけれども。細かい話ですけれども、長くなってすみません。

例えば大会前とはいつなのか。高校野球がこの間の日曜日に開幕しましたけれども、「開幕日からいつまでを大会前と言うのですか」とか、あるいは、「遠征とは、何をもって遠征と言われるのか」とか、シーズン制というのは良く分からない。先ほどの中学校のところにあって、高校にも出てくると思うのですけれども、長期休業中の休養期間を「オフシーズン」という、また「シーズン」という言葉を使っておられますが、恐らくこの「シーズン」と、このシーズン制の「シーズン」は違う意味合いの「シーズン」だと思うのですけれども、その趣旨は分かるのですけれども、もう少し丁寧な記述が必要かなと、検討して考えていかなければいけないのではないかなというように思います。

もう一度確認しますが、運用上の留意点は出ますよね。

○事務局

はい。

○委員

すみません。建設的な意見ではなくて申し訳ないですけれども。

○会長

意見の内容的には、もう少し幅を持たせた形で表現していただきたいというのが趣旨だと思いますけれどもいかがでしょうか。

○事務局

すみません。実は先ほどの重点校の件については、一番下に書いてあるもの、先ほどの休養日につ

いては白丸でということで、ここもそのようになるのかなと思っていたのですが、考えていたところでは、平日は3時間、休日では普段できない、平日ではできない活動のことを考えて、休日にある程度時間をかけて行うということも考えられるのではないかとということで、先ほどの「重点校をはじめとする」というところを一番下に挙げていたのは、先ほど委員からもありましたけれども、4時間では難しいこともあるのかなということで、そういう観点で実は一番下に入れていたということもありました。

○委員

よろしいですか。

○会長

はい。

○委員

前々回の会議のときに、私は隠岐水産高校でヨット部でしたのでという話をしたのですが、シーズン制でいうとヨットは夏場のスポーツで、冬場はなかなか海に出られないので、特に土日、先ほど野球の話がありましたけれども、朝から夕方まで練習するという特殊性もあるので、そういうのを何とか入れるようにしてほしいということで、8ページの(3)のその他考慮すべき留意点ということで、そういうものも網羅されているのかなというようには思うのですが、ここも今までの話でいうと、「原則として」はやはり取って、野球のように「試合前の朝練をがんばるよ」とか、ヨットのように「やらなきゃいけない」ということも状況に応じてはありますよということが分かるような表現を入れれば良いのかなと。

そして、これで良いかどうかということについてはもう少し議論が必要かとは思いますが、この(3)が何か全体を通して色々考慮すべきことというのを大きく打ち出しているとは思いますが、それぞれの②の活動時間の中にもその留意点というものがあるので、その辺りとの関係というのはもう少し見ておいたほうが良いかなというように思いました。

○事務局

先ほどもありましたけれども、大会前とか、遠征にどこまで行ったとか、合宿何日だとかという細かいことについてはなかなか決められないと思います。各種目によっても違うと思いますので、そのままやはりギチギチに書いてしまうとなかなか難しいかなと思いますので、そのところはいかななものかなと。

#### ○委員

言い過ぎかもしれませんが、やはり中学校と高校とは観点が違うと思うんです。いわゆる医・科学の観点とか、教員の働き方改革の観点とか、共通する観点はあるのだろうと思うのだけれども、やはり高校というのは、まさしく一番最後の黒ポチにあるような、いわゆる部活動で特色を出そうとか、あるいは競技力向上によって生徒が進路を実現するとか、色々な要素があって、単に中学校を基準にこの時間を上乗せということだけではなかなかかなりにくいのではないかなというように思っていて、ここで決めるだけではなくて、ぜひ色々な先生方の意見も聞いていただきたいなというように思うのですけれども。

かと言って、一方、あとは学校にお任せというと校長も困るかなと思ったりもしますし、非常に難しいというのは分かるのですけれども、高校は高校の独自色というか、違う観点を上乗せして考えても良いのかなという気がしております。

#### ○会長

今おっしゃった趣旨については、これまでも根底には考え方があると思います。ただ、数値を示すということについては、中学校よりは少し大目というような設定がしてありまして、それから、ここに記載しているような、いわゆる考え方なり留意事項でもってそこは補っていくというような考え方でこれまできたと思います。

ただ、日常の「原則」、日常はそこまで幅はないと思いますが、休業日とかはやはり幅が出てきますので、この幅の大きさのところで「原則」を付けるかどうかというところはかなり違ってくるように思います。あまり幅がないところではもう「基準」として示していく。もう少し裁量が色々ある場合には、「原則として」を付けていくというような考え方もできなくはないと思います。そうすれば現場は非常にやりやすくなる。

高校のところは、留意点にもありますけれども、上のところは「原則として」というのを残しながら、もう少し裁量を持たせる形でどうかと思うのですけれども、いかがでしょうか、みなさん。

#### ○委員

残して4時間程度ですか。こうすると第4回以前の話に戻ってしまうので、数値を中学校3時間、4時間、高校は全体の特性を考えて4時間。さらに部活動強化校などということがあるので、先ほどの白丸を残して、これが5回目の結論ですよ。ここで時間帯をもう1回考慮しようとなると……。

#### ○会長

時間帯は別に考慮しようとは言っていないのですが。

○委員

「高校独自の」という、先ほどの委員からのお言葉があると、この4時間は「原則として」という言葉を残して4時間だということですか。私は4時間程度になっているのだから良いと思うのですが、でも、全体としては「原則」を取って4時間程度、高校もそうですよ。でも、こういう1つの黒丸から白丸に上がったような学校の特色もあるので、この4時間程度がある程度動いても、これはおかしくはないと思うのだけれども、ここだけ「原則として」が入ったときに、また「この『原則として』はなぜここに残ったのか」という話をもう1回説明するようになっていくような気がしています。

○委員

委員がおっしゃったような形が良いかなと僕は思うのですが、でも、「原則」を取って、8ページに書いてあるような内容を残していくということ。

○会長

それです、高校は。

○委員

すみません。今回は2回目の出席なので、以前の議論を覆すような発言で、大変申し訳なくて、蒸し返すようなことになったかもしれません。

一応高校の立場として新たに見たときに、4時間程度ということは、普通、程度というと3、増えなくても1時間ぐらいかなというように思ったものですから、先生方もこれを示されれば、違和感があるのかなと。

これを6時間とか7時間とかいる人は、程度ではないのだろうなと。ですから、例えばここで「原則として」という言葉を切って、「程度である」というのはかなり厳しい基準だなと。厳しいというか、実態に合わない基準になってしまうなという。

○委員

私も2回目の出席ですが、でも、「スポーツ医・科学の観点から」というのがありますよね。これで、あまり長時間のスポーツは子どもにとって非常に危険だよということを示されているわけですよね。

ですから、「学校の休業日は4時間程度」というのが入っていると思うのです。ここでまた厳密さ

を欠いて緩くしてしまうと、「一体、ここに示してある基準は何」となってしまうので、やはり子どものことを考えると、私は現場のことは分からないのですけれども、このまま先ほどの話でいったほうが良いのかなという気はします。

○委員

ヨットの例を出されましたけれども、ヨットで海上に出て練習する時間は実際このくらいなのですが、そこへ出る前の準備と、終わってからの片づけの時間が、例えば合わせて3時間くらいあるとすると、それだけでかなりの時間を浪費するというので、特殊な競技もあるということを考慮した上で、こういった表現でということだったと思っていますけれども。

厳密に練習時間・活動時間はここなのですけれども、準備と片付けが特にいるとか、それに類するものがたくさんあるのではないかと思う範囲で、こういう表現でどうかなということだと思います。

○委員

宿泊をして競技する山岳部とか、本当に色々な競技があるので、体育館で練習できる部活のイメージで考えがちですけれども、こういう4時間だったら「4時間程度とする」というところで、その留意点というところで、そういう特殊な部活とか長時間やる場合も別に指定しているわけではないよということが分かれば良いのかなという議論ではなかったかなと思うのですけれども。

しかし、現場の人は、今、委員が言われたように、これを見たときに、「そこまで幅は感じられないよ」というのは確かにそうかなと思いますので。

もしそこだけ、例えば「平日3時間は別に良い」ということであれば、「原則として」を、それこそ「学校の休業日は」のあとに「原則として4時間程度」ということも、本当に折衷案かもしれませんが、それはあまり意味がないですかね。

○委員

それこそ「何ですか」と。

○委員

「何ですか」と言われますかね。

○会長

ほかにご意見、いかがですか。

○事務局

1つよろしいでしょうか。

○会長

はい。

○事務局

次、また文章をまとめていく立場の事務局として聞いてみたいのですが、先ほど重点校のいわゆる黒丸のところは休養日、休養日の1日については、それは重点校であろうと、それ以外の部活の高校であろうと、1日は高体連としても推進されていて、何とかなるというか、やっていかないといけないことだという受け止めで、一方、活動時間のほうは、特に週休日のほうについて、重点校等はなかなか4時間というのでは難しい。そういうことで今、議論が進んでいると思って理解をすれば良いでしょうか。

○会長

そうですね。

○委員

重点校ということではないと思います。今の休日の4時間の話。

○事務局

ですから、同じ重点校の話が、休養日のほうの1日の話に関しては白丸に移って行って、活動時間のほうになると、土日のほうは4時間よりも長い活動時間というのが適用というか、やっていかないといけない競技もあるというような動きで今、議論が進んでいると思えば良いのでしょうか。

この辺りが恐らく白黒つかない、見方によって「これは黒だ」、いわゆる「運用上の留意点だ」ということで書いたイメージのものと、「それは全体にかかっていることだから白だ」という、そこの辺りが今日の一番の話のヤマだと思うのですけれども、聞いておきますと、休養日は1日。これは何とかなりそう。だけれども、活動時間に関して、この「4時間」というところを重点校等は若干配慮というか、考慮というか、そういうことをしていかないといけない。そういう議論でしょうか。

○会長

私は今のとおり捉えましたけれども。

## ○委員

私の説明が右往左往しているかもしれませんが、すみません。元々私は、休養日においても活動時間においても、一番最後の黒丸は、中学校とのいわゆる区別というか、差別化の最大のポイントだろうなというように思っているのです。

ですから、高校の場合はこうしたことがあるから、中学校は平日2が高校は3になり、休養日も2日が1日になる。そういった最大の根拠がここに示されているのだらうと思っています。

実態的にとか、そういった様々な観点から考えたときに、週1日の休養日は必要であって、以前からも高体連も高野連もできるだけ取るようにというようにやってきたので、これはこれで、今後においても是非徹底をしていくべきかなというように思っています。

活動時間ですけれども、休業日の4時間程度、基本的にはこの方向なのだろうと、これしかないのだらうと思うのですけれども、何度も確認しましたように、様々な重点校だらうが、普通の高校だらうが、2年前に出雲高校が甲子園に行ったように、重点校ではないが、練習を熱心にやっている学校もある。どこの学校も同じように取り組んでいる。部活によって、あるいは指導者によって。あるいは進路実現のために。

それから、2割程度の実態があるので、ですから、原則は原則として置いておいてもらって、運用上の留意点をもう少し丁寧に、幅を出すような形にしてもらおうとありがたいなというようには思いました。

ですから、これまでの議論の中で、5時間程度とかということは難しかったですよね。それをまた蒸し返すとあれかもしれませんが。重点校だけという話ではないですよね。

## ○事務局

はい。

## ○会長

やはり活動時間の設定には、理論的な裏付けがあって出されたものですので、中学校と高校の違いが消されて、時間が上乘せされた。そこで下の白丸、黒丸のところ、高校の事情を勘案したということになるわけですよね。

できるだけ原則を残すとなると、本当に「何でここに原則が残っているのか」と思われがちですけれども、気持ちとしてはこうやることによって非常に幅が持たせられるというのがあるのではないかと。

○委員

もう一つ気になるのが、「長くとも」という言葉は、これは休養日の時間にもかかっているのかなと最初は思っています。

○委員

「長くとも」を取れば楽になると私は思っていましたけれども。この「長くとも」という、これは必要なのかなと思ったり。

○事務局

国のガイドラインに書いてあって、他県のものにも大体書いてあったので、一応「長くとも」というのを付けたのにはそういったところがあります。

○委員

これはどちらにもかかっているのですね。平日についても、休業日についても。

○委員

次の7ページの③の②が「長くても4時間程度」になっているので、両方にかかっているということだと思うのですが。

○事務局

そうです。そのつもりで書いております。

○会長

国のガイドラインもかなり抑制的な言葉として書かれていますので、それをそのまま入れるとこのような表現になるわけですね。

今のところは中学校との書きぶりとも共通性が出てくるところがありますので、基準は時間数だけが違って、あとの表記は同じですね。今、委員がおっしゃったように、やはり中学校と高校では違うというところをどういった表現で拾うかということになろうかと思えますけれども。

○委員

この4時間というのはどこから出てきたのですか。国のガイドラインですか。

### ○事務局

国のガイドラインは、中学校と同じようにということなので、平日 2 時間、休日 3 時間というところが、一応、高校も準用してほしいというところだったのですが、島根県としては、こういう理由で 3 時間、4 時間というように 1 時間延ばしたというところですよ。他県にもそういったところはありません。

### ○委員

そもそもの話になってしまうのでしょけれども、今、行われている部活動の時間帯に合わせてガイドラインをつくっていく。今、部活動をやっているところがすべて範囲に入ってしまうようなラインをつくっていくのであれば、ガイドラインの意味はないですよ。

色々なものを勘案して、子どものため、健全育成のためにこれが良いであろうと思うのを示すというのがガイドラインであれば、それを守っていくべきだろうと思います。

あと、高校で個々の学校が独自性を出すということであれば、それはそれで保護者さんと話をしたりとか、生徒たちと話を決めていかれば良いのかなと思いますが、すべてこの辺りに入れ込もうと思うのが、無理が生じるのかなと思いますが。

### ○会長

おっしゃるとおりで、そこから逸脱したところがあるから、ある程度ガイドラインを設けましょうというところからスタートしています。

月曜日とかが多いからではなくて、入れている部分について、何とかこのガイドラインの中に収めましょう。ただし、部活動の種別によっても、ある程度考慮すべきでしょう。あるいはシーズン制もあるでしょう。やはり色々やり方にもう少し幅を持たせてあるというのがこの書き方になっているのです。

ですから、全部が全部この中に押し込もうと思ったら、少し考え方が違ってくと思いますが、この文面からそういった読み取れるものにしなければいけないと思います。ただ、これを基に、今度は緩いほうへずっとタガが外れたようになっていくとまずいですよね。

この基準があって、高校でいえば次は学校長の判断になっていきます。それから市町村に下ろして行って、市町村が基準をつくって、それをまた中学校へ下りていくということになりますので、その中では基準が再設定される場合もあるわけですよ。

あくまでこれは県としてのガイドラインということになりますので、ある程度のところはやはり持っていないといけないと思います。ただ、その基準を大きく変える場合には、それなりに責任を持たせるような形を取っていないといけないと思います。学校長の裁量でとか。

○委員

すみません。委員の言われた、そういうものも含まれるような留意点の表現をできるかどうかというのを考えていたのですけれども、この6ページの下から3番目の黒丸は、中学校と同じ表現なのですけれども、僕が先ほどから言っているヨットだとか、野球にしてもそうだし、試合前に長時間練習したり、合宿したりだとかいうようなことをここに含んでいるのではないかというように捉えていたのですけれども、これではなかなかその辺りまで分からないということであれば、もう1つ高校は黒丸をつかって、何らかのものを入れるのか、それともこれで、それも含まれているのではないかというように捉えるかという部分ではないかなと思って聞いていましたけれども。

例えば、野球部が試合前に朝から1回目の練習試合をして、午後からもう1回ダブルヘッダーでやるということももちろんあると思うので、そういうのもここには含まれないのかなというように思ったりするのですけれども、いかがでしょうか。そのようには読み取れないですかね。

○会長

極めて平均的なところで書かれてあるので、いわゆる特別な、何と言いますか、留意が必要なところというのはなかなかここに書き込めませんよね。どうなのでしょう。

○委員

ヨットのお話にもありましたけれども、基本的には1年を通じて安定的に活動場所や活動時間がとれる競技だと思うのです。ヨットでもシーズン制があるものですよね。例えば天候とか、そうした活動場所とか、活動時間が1年を通じて確保できないような種目については、この限りではないものが当然出てくると思うのです。

そういった、「年間を通じて」というような文言をどこかで、「活動時間、活動場所が確保できる」、「天候にも左右されずに」みたいな。例えば外の競技でも、サッカーとか陸上は雨でもやるわけですよ。しかし、基本的には野球はできないですよ。ヨットであれば本当に夏場ということになります。

○委員

しけたら出られませんけれども。

○委員

そういったところで、うまくその辺りの術がないかなと思ったりもするのですけれども。基本的に

は1年を通じて、天候にも左右されず、活動場所、活動時間が確保できる部活については、これでいけば良いというように思うのですけれども。今の高等学校さんの重点校とか、その辺りのところがそこには含まれなくなるのですけれども。

○会長

これまでのところは、今、おっしゃったことを丸に落としたということですよ、今までの議論の中で。そして、今、おっしゃったことが全部読み取れるかどうかですよ。

○事務局

よろしいですか。

○会長

はい。

○事務局

休養日、それから活動時間の両方に、白丸の最後に掲げてあるこの3行ですが、これではそもそも説明が足りないということが委員様の意見で大体理解できました。すなわち、例えば休業日ですと、「基本的に休養日は2日以上にしたいところだけでも、高等学校はこういうことがあるから1日とした」と。要するにそういうことだと。

それから、活動時間についても、国のガイドラインで示している平日2時間、休業日3時間というのは、理想としてはそうかもしれないけれども、高等学校としては「こういう事情があるので、プラス1ずつとした」と。そういった事情がこの文章だけからははっきり言って読み取れませんので、そこを考慮した形での、分かるような形での書きぶりを変える必要がある。ご意見も色々頂戴して、そう感じました。

お手元の国のガイドラインの2ページのところの基本なのですが、これは重々ご承知だと思のですが、2ページの上から2つ目の丸のところに、少し読ませていただくのですが、2つ目の丸の2行目です。

「高等学校段階の運動部活動について」、これは運動部と断ってはいますが、「本ガイドラインを原則として適用し」、以下中略して、「その際、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する」とある。この「留意する」というのをどのように留意するのかというところをご議論いただいているわけです。

基本的には国のガイドラインに準じた形で、その留意する点を今、整理して挙げさせていただいて

いるところですが、まずは高等学校で留意する点を、全体としてこの 3 行にもう少し肉付けして、先ほど言ったように分かりやすくさせていただくのが良いかなと考えています。

もう 1 点確認させていただくと、休養日については、これは例えば重点校であろうが、何であろうが、強化校であろうが、基本的にやはり 1 日以上というのは守るべき、目指すべき。これはよろしいですね。

そうすると、重点校どうのこうのというのは多分いらないと思います。そもそも休養日のところに持ってくることで自体がいらぬような気がします。ただし、活動時間となるとそうもいかないのも、もう少し工夫が必要かなと。そういう流れで、またこちらも挙げさせていただくということで、長い確認になりましたけれども、そのような感じでよろしいですかね。

#### ○会長

今のご提案でよろしいでしょうか。意図するところは今のところだと思いますので、そのようにまとめさせていただいて、提示させていただくということでお願いします。

次、お願いします。

#### ○事務局

7 ページのところになりますが、7 ページにつきましては、中学校と共通部分ですので、先ほどの運用上の留意点のところでも訂正もありましたけれども、説明を省かせていただきたいと思います。

8 ページのところですが、こちら先ほどから色々ご意見をいただいておりますけれども、中高共通ということで挙げております。前回とは違う整理をさせていただいております。読み上げます。

「長期休業中の休養日や活動時間の設定について、この期間にしかできないような活動（県大会・全国大会・長期遠征・長期合宿等）への参加も考慮した上で、活動時間やある程度長期の休養期間（オフシーズン）を適切に設定する」、「種目の特性から、シーズン制で活動を行う部活動や、短期間で集中的な活動を行う部活動もある。そのような部活動は、特性を考慮し、休養日や活動時間を適切に設定する」、「定期試験や学校行事等も考慮に入れ、休養日や活動時間を適切に設定する」というようにしております。

最後の教員の働き方改革の観点から考慮すべき事項につきましても、「適切な休養日の設定や、短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うことができる体制をつくり、教員の多忙、多忙感の軽減につなげる」、「長期休業中に休養期間（オフシーズン）や、学期中に定期的に適度な休養日を設定することができる体制をつくり、部活動顧問が心身のリフレッシュを図ることができるように努める」としております。

○会長

特にここの点について、ご意見、ご質問ありますでしょうか。

○委員

7 ページの運用上の留意点のところの一番下の行に、「ある程度長期の休養期間を設ける」というのがありますが、これは運用上の留意点に置いておいて、上の四角枠には入れないという形といたしますか、それを前面に出さないということなのですかね。

○事務局

「長期休業中の原則として」と書いてあるところですか。

○委員

はい。

○事務局

このままでいこうと思っております。基本的には、休養日については週単位で考えるほうが活動計画を立てやすいというご意見があって、それを残しておりますので、「基本的な休みの設定はこうですよ」、「運用上の留意点として、それ以上に休みを長期休業中には設けましょう」ということで挙げているので、上には挙げないつもりです。

○委員

今、委員が言われたように、長期休業中の休養日として特色あるものが、ある程度長期の休養期間であるならば、そこに入れても良いような気がするのですけれども。すべて「学期中と同じ」という表現よりは、わざわざ長期休業中の休養日活動時間の項目を立てて書かれるならば、あっても良いのかなと思ったりもしますけれども。これはオフシーズンを設けるのですよね。

○委員

私が質問したのは、以前に「長期休業期間中は長期の休養期間を設ける」というのがあったので、どこの位置にあったのか忘れてましたが。どのぐらいの長さですかという質問をした。「5日ぐらいですかね」みたいなことがあったので、全部の長期休業中、5日なのかは分からないのですが、例えば夏休み中だったら、5日というのは設けるのかなみたいなイメージで返ってきたところで、その辺りの強制力といいますか、推奨力といいますか、その辺りがどのぐらいあるものなのかというところを質

問したところです。

○会長

どうですか。

○事務局

強制力というよりは、運用上の留意点にあるほうが良いのかなというように考えておりますけれども。

○会長

よろしいでしょうか。運用上の留意点に、この「休養期間を設ける」というのを置くと。休養日と活動時間について、上に基準を置くという考え方ですね。

○事務局

一つよろしいでしょうか。

○会長

はい。

○事務局

結構、この長期休業中はややこしくて、7 ページのところを見ますと、先ほどの黒丸のところは、「部活動以外の多様な活動ができるよう」ということが書いてあります。8 ページになると、今度は「長期休業中にしかできないような部活の活動の参加を考慮する」という、非常に忙しいことが起きるのです。両方の面から違ったページに書いてあって、このバランスなのでしょうけれども、どのようにまとめていくのが良いのか。7 ページは部活以外のこともできるように。それから、8 ページは全国大会や長期遠征、そういったところを考慮しながら長期休養設定というようなことになっていて。

○委員

関連して質問なのですが、今の 8 ページの一番上の文の「この期間」というのは、長期休業中を指すのですか。

○事務局

はい。

○委員

この期間にしかできないような活動の中に県大会、全国大会があるのは少し違和感があるのですけれども。

○事務局

中学校が長期休業中にあるなと思ったので。

○委員

そういうことではなくて、長期休業中でなくても全国大会や県大会がある場合はあるのですか。

○事務局

あります。

○委員

この期間にしかできないような活動だから参加するののかというのが何か。長期遠征や長期合宿は分かります。普段はできませんから。例えば、「全国大会があるのだけれども、長期休業中でないのであれば参加しません」ということにはなっていないですね。

○事務局

はい、そうです。

○会長

これは統一しても良いのではないですか。

○委員

すみません。8 ページの 3 番の一番最初のポツの文章の意味が私は把握できていないのですが、これは色々な県大会とかの活動を外して長期の休養期間を設ける意味ですか。違いますか。

○事務局

大会とか長い期間出かけることもあるので、それをしたあとには、それこそ 1 週間の中で休みが

取れないので、そのあとはある程度の休みを設けましょうという文章です。

○委員

長期の休養期間まずありきで、それをするためにそういう大会とかを外して設けましょうという意味なのですね。

○事務局

はい。

○委員

恐らく、「その他考慮すべき」の「その他」の部分は、県大会、全国大会、長期遠征、長期合宿等の部分なのですよ。初めて出てきたものですから、ここにあるのですよね。まず、「その他考慮すべき留意点」に似たようなことが書いてあったけれども、7 ページの運用上の留意点にも同じようなことがあるが、「その他」というのは、この期間にしかできないような活動への参加という意味で「その他」なのですね。

○事務局

はい。

○委員

それで分かりました。

3 行目の「適切に設定する」というところまではいらないのではないかと思います。「長期休業中の休養日や活動時間について、この期間にしかできないような活動への参加も考慮した上で適切に設定する」というぐらいで良いような気がするのですけれども、意味は十分通じるような気がします。ご検討ください。

2 ポチ目の内容は、運用上の留意点の中に書いてある内容と違うんですか。「その他考慮すべき留意点」として挙げるべきものですがけれども。

○事務局

ここは休養日の設定、それから活動時間の設定、それから中・高全部にかかって、ヨットが良い例だったのですけれども、先ほどからの話が出ています「種目によってはこうだね」というようなものがイレギュラーというか、そういうものの取扱いは独自に考えないといけない。例外のものはここに

固めてあるイメージですね。

○事務局

若干、シーズン制というのはかなり特殊な競技に限られますので、先ほどのご指摘は、例えば6ページにシーズン制ということが出てきますけれども、その前の合宿・遠征とはかなり異質なものですよね、並べて書いてあると。ただ、外だけで良いかなという、おっしゃったことを思いましたけれども。

例えば、シーズン制という言葉も、ただ使っているだけでは良く分からないので、例えば「ヨットやスキーのような」とか、そういう言葉を入れるとより分かりやすいかな。「マリンスポーツやウィンタースポーツなど」とか、そういう言葉を入れると分かりやすいかなと。表現はまだ十分に練らずに持ってきているものですから、その辺りはご了承いただきたいのですけれども。

○委員

要するに、(3)の2つ目のポツは、種目の特性というのがメインなのですね。種目の特性に応じて項立てをしましたということがメイン。

○事務局

そうですね。

○委員

それが分かりにくいので、なぜあえてここに項立てがしてあるのかというのが、この上の長期休業中の休養日というのは、これはある程度長期の休養期間をつくれという、そういう意図ですよ。そういう意図が分かりにくいので、前にあるようなものが、また同じように繰り返して出てきているようなイメージがあるので、ここに出された意図を箇条書きの一番最初に書かれて、そのあとに書かれたほうが見えやすいのかなとは思いますが。どういう点から考慮すべき留意点なのか、それを示したほうが良いのかなと。

○会長

これまでもかなり留意点が出てきていますので、ここの違いを明確にして、きちんとここに表す、端的に表すというところで、この(3)の「その他考慮すべき留意点」ということで、「その他」というところを強調していただくという形をお願いしたいと思います

ほかに何か気づきはありますでしょうか。

## ○委員

すみません。今の長期の休養期間ということで、中学校の松江市の例なのですが、今年度から6月の頭に通知がきまして、13・14・15、盆の前後2日間をプラスして延長とするということになりました。

この意図というのは、松江市もガイドラインを策定して、私も委員なのですが、オフシーズンを「ある程度、長期の休養期間を設定してよ」と言っても、色々な学校が「ここで練習試合をしたい」ということをやっているのは、実際休みも働き方改革も何にもならないので、「ある程度、決めていただければどうでしょうか」ということを言って、今年でいうと、山の日から土日が頭に来ますので結構な日にちなのですが、職員からどれくらい文句が出るのかなと思っていたら、実は結構休むのですね。練習試合をやめたり、それこそ遠征もやめられたりして、「言えばできるんだな」と思って、少し意外な反応だなと思ったのですが、今年は全中もある関係で、どうしてもそこにしか大会をもってこれなかった競技が2つほどあります。

しかしながら、ある程度のそういう、県としては出せないのだろうけれども、市町村単位で「この辺りは休みにしよう」みたいなガイドラインが県から出たものを基につくられれば動きやすい、働きやすいというのが今回で感じたことでした。

ここは中学校バージョンとしてつくられているわけではなくて、中高バージョンとしてつくられている部活動ガイドラインなので、その辺りも考慮して休養期間のことも言っていたら記入していただいておりますが、義務教育学校はそういう感じの流れで今、動くのではないかなと思って、ここでお伝えしました。関係なかったかもしれませんが、お許してください。

## ○委員

併せて、そのことに関連してですけれども、事務局が言われた(3)のところにある一番最初の黒ポチと、それから7ページ、これは高校ですけれども、中学校も同じで、4ページにも同じ文章があるのですけれども、その7ページ・4ページにある運用上の留意点の黒丸は、似たような表現だけでも全く違う内容で、7ページの黒丸は、「部活動以外に長期休業中にやることがあるからオフシーズンを設けなさい」という表現なのですけれども、8ページは「長期休業にしかできない部活動があるので」ということで、同じ長期休業中のことを言っているのだけれども、全く違うことが書いてあって、分かれているということ自体が混乱もしますし、先ほどから委員の方々から意見が出たように、中学校も高校も、もし長期休業中ということで項立てして、この四角の中に書くのであれば、今、松江市さんからもあったように、「長期休業中はオフシーズンを設けましょう」というのを四角の中に入るとかしたほうが良いのかなというように話を聞いて思いました。留意点ではなくて。

もしくは留意点のところに、先ほどの(3)の部分の一番上の黒ポチも入れるのか、そうしたほうが分かりやすい。文章も同じような文章だけれども、全然中身が違うなというように思うのですが。

○会長

結局、ここは長期休養期間を設定するというのでつくられますよね。それを書いたらどうでしょうかね。

それから、今、委員さんがおっしゃった、基準の中に入れるかどうかについては、これが元々活動時間の基準を入れることになっているので、休養だから入れないというような設定になっていると思います。

先ほど、中にある運用上の留意点の長期休業ということと、8ページにあるところの関係性をしっかりと見ていただいて表記していただくということでよろしいでしょうか。

ほかにありますでしょうか。

………質問・意見なし………

今日、大半の時間をこれに費やしてしまいましたね。色々あるものだなと思いながら、このところワーキング会議みたいな感じでやっていますので、本当に時間をたくさん費やしています。

ここで3分ぐらい休憩させていただいてよろしいでしょうか。

## 議事2

○会長

それでは、休憩を取らせていただきまして、あと30分以内で終わらなければいけません。今日はすべて終われません。

今から2つ目のほうです。方針に記載する項目の検討について、前回の検討会で項目案が出されました。国のガイドライン、さらに既に策定されている他県の方針等を参考にして、島根県の方針の項目の内容を決めていくという作業になります。資料の2になりますが、こちらは項目を1つずつ丁寧に見ていきたいと思います。

それでは、事務局より説明いたします。

○事務局

すみません、時間がないですので、かなり膨大な資料ですが、資料の2-1をご覧ください。前回の会議の方針に記載する項目ということで挙げさせてもらったものに番号を付けて、1・2については、既に適切な休養日・活動時間の設定については先ほどの資料1のところでも議論をしていただき

ました。

2 の活動方針年間指導計画等の作成についても、記載すべき項目ですので、実際の検討については3 から 13 までの 11 項目ということになるかと思えます。

資料の 2-2 をご覧ください。A3 の長いものですが、先ほど会長のほうからも言っていましたけれども、既に方針策定済みの都府県の方針の名前と目次を 15 都府県ですけれども上げております。既に 6 月末現在のところで 19 都府県策定されております。岐阜、徳島、愛媛、熊本がここにはありませんけれども、あとの 15 都府県のは挙げております。

資料の 2-3 をご覧ください。先ほどの資料 2-1 の 1 ページ目に挙げてありました項目をそのところで、少し字が小さくなりましたが、1 から 13 まで挙げております。15 都府県の方針に記載されているかどうかを調べました。記載されている場合は、どこの項目に当てはまっているのかを目次から抜き出して、そこに記載しております。

例えば岩手県ですと、適切な休養日・活動時間の設定は、3 の (1) ということで、「部活動休養日及び活動時間の基準」ということで、この一番右側の数字が皆様にお配りした方針、あるいはガイドラインのページ数になっております。また、欄外に書いてありますのは、その他に記載されている項目です。例えば宮城県ですと、「教職員のワークライフバランスの実現に向けて」というところで、書いてあるものを欄外に書いております。

今日は時間がないので、今、資料の説明をさせていただいて、資料の 2-1 ですけれども、開いていただいて 2 ページをご覧ください。先ほども言いましたけれども、適切な休養日・活動時間の設定は終わりましたが、②の活動方針年間指導計画等の策定については、少しずつは違いますけれども、どこの都府県も同じような書きぶりというか、整理がしてあります。

休養日及び活動時間の明記については、「国のガイドラインにも明記すること」というように書いてありますが、これも適切な休養日・活動時間の設定のところで記載しているケースもありますし、こういったところでそのまま記載しているということもありますので、各県によってどこに書いてあるかということが違ってきますので、なかなか抜粋といいますか、探すのも難しかったのですが、大体同じようなニュアンスで書かれていますので、ここで一括りにしたいというのが②のところでは。

③以降は、先ほどの項目に合わせて、各都府県がどのような項目のところで書いているかということも拾ってあります。項目とマッチしたといいますか、「効果的」、「適切な」というような文言が、例えば 3 ページのところを書いてある部分にゴシック太字にして、少し分かりやすくしております。

本日は、このところで国のガイドラインと他の策定された都府県のガイドラインを見ていただいて、島根県ではどのような記載にするほうが良いのかということを検討していただきたいというように思っていたのですが、時間がないので、次回の会議のところでこの検討させていただきたいというように思っております。

資料を持ち帰っていただきまして、この部分は必要ではないかなというところがありましたら、メーカー等を引いていただき、次の会議のところ、宿題みたいな形になりますが、ご意見をいただければというように思っておりますけれども、いかがでしょうか。

#### ○会長

ありがとうございました。

今日は、この項目を3項目からずっとやっていくつもりでしたけれども、とても時間がありません。

先ほど、15県プラス4県で今、計画されて、策定されたものが公表されつつあるというところの話で、その中から事務局のほうで、その部分について抜粋していただきました。こういった表現は出ていますので、その項目に必要な、欠かすことができないような表現をプラスして、本県独自のものがあっても良いと思います。「ここはこういった記載で、このような文言が必要だ」ということについて、次回は示していただくということが宿題だということです。

今日は莫大な資料も出ていまして、手元に今まで出されたところも方針なり、ガイドラインという、名前は少し違うのですけれども、こういったものがあります。結構厚いものから薄いものもあります。製本したときにどのような、ボリュームもありますし、内容にしていくかということについて、宿題にさせていただくということです。

項目については、前回、この13項目を挙げていただきましたので、こちらでやっていただくということになりますので、また次回も時間がかかりそうなのですが、「この項目にはこういったことが欠かせない」、こういったところをどんどん指摘していただいて、それをまた事務局がまとめて発表していただくということになろうかと思えます。

非常に時間がかかる作業にはなりますけれども、そうせざるを得ないということでございますので、よろしくをお願いします。

進め方について、何か質問等がございましたら事務局にお答えをしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

#### ○委員

すみません。確認ですけれども、この資料2-1の中でたくさんまとめてあって、太字にされているのが今のところ県のほうで「この文言は必要ではないか」というように考えられているのですか。

#### ○事務局

キーワードというか、この中で例えば「体罰・ハラスメント」ということについて、書いてあるところが、その言葉が使ってあるところが太字になっているということなので、県で必要だということ

ではなくて、そのことがきちんとそこに記載されていますよという形で太字にしています。

○委員

ですから、我々がすべきことは、こういう資料を参考にして、例えば「体罰・ハラスメント」のところであれば、「どういうところを盛り込んでいくか」みたいなことをピックアップしているということが良いですか。

○事務局

はい。

○委員

それは資料 2-1 に書いてあるところからというわけでもなく、こういうのを漁りながら……。

○事務局

そこの中から取り出しているのです、基本的には……。

○委員

2-1 のものを使えば良いと。ゆとりがあれば……。

○事務局

はい。そういうことになります。

○委員

理解できていないのですが、私だけなのでしょう。何をしてくれば良いのですか。

○事務局

今、項目を挙げております。その項目の中で、今度は「こういった文章が必要だろう」ということをみなさんに考えていただきたいということで……。

○委員

文章を考えてくるんですか。

○事務局

「こういったことが必要である」ということをピックアップしていただきたい。例えば 3 ページ、「効果的・適切な指導に向けて」というところであれば、上から 5 行目のところで、「学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全等も踏まえ」のところで、「ここは必要だろう」、「こういう文章は必要だろう」、「島根県にも盛り込まなければいけないだろう」という文言が、この中からこれを使わなければいけないといいますか、必要であるということピックアップしていただきたい。

○事務局

それぞれのタイトルのところでページを変えていますので、「ここが肝だな」というところをアンダーライン等引いてきてもらうというのが具体的なイメージでございます。ほぼどこの県も似たり寄ったりの表現をしている項目と、県によって「こんなことまで書いているのか」という項目も中に入ったりますので。

○委員

例えば 3 ページでいうと、③の「効果的・適切な指導に向けて」とありますよね。その下に丸が 2 つ書いてあって、その中にゴシックを含む文章がいくつかありますよね。その中で「これが必要だ」というキーワードを探してくるということですか。

○事務局

そうですね。「この辺りは重要だな」というようなところを。

○委員

非常に大変ですね。

○委員

13 項目すべて入れるということが前提ですか。それとも、斜線が引いてある県もありますが、そういったものも含めてですか。

○事務局

「島根県にはこれは必要ではないだろう」というような項目もあれば、それもまた述べていただきたいなと思います。それから、「別にこれは入れなければいけないだろう」ということもあれば、ご意

見を伺いたいというように思っております。

○委員

そのキーワードを使って、どのくらいの分量をつくられる予定ですか。

○事務局

県の方針ですね。

○委員

はい。全部大事なものは大事なのではないですか。各県が挙げておられることで、それが一体どのような方向に向かっていくのか私はイメージできなくて。恐らくこれが大事な文章なのでしょう。その中で選んできて、それをまた文章に再構築されるのは大変ではないですか。

○事務局

すみません。事務局全体としての明確な方向性がないもので、大変ご迷惑をおかけしておりますけれども、恐らく分かりにくいのは、この項目 13 が羅列的に挙がっているから、一体これがどうまとまるのだろうというのがイメージしにくいということがあります。

例えば他県のものを見ていただくと、横に長いものですがけれども、資料 2-2 を見ていただくと、行はたくさんあるのですけれども、例えば宮城県は 3 章立てで、その 3 章の中に 4 つ、2 つ、3 つがある。このようになっているので、全体をイメージしやすいわけです。

まだ、案として「これだけのものは入れたい」と事務局は言っておりますけれども、これを一体どういう構成にするのかということがまだ示されていないので、何のことだろうということだと思います。

章立ては無理ですか、次回までに。

○事務局

要はこちらに最小公倍数なのか何なのか、お任せということであればそれで作業はしますし……。

○事務局

こちらとして、唐突な思い付きのようで申し訳ないのですが、これらの項目を仮に全部入れ込んだら、どういう章立てになるかという形を次回お見せする。その中で、そこでもやや箇条書き的になるかもしれないけれども、原案的なものをこちらとしてお示ししたときに、ある程度どういうものが入

っているかというのを予測をつけていただくために、この文章にあるものを取りあえず斜め読みしていただくというような感じではいかがでしょうか。

その中では、恐らく文言をそのまま使うと、よそのをそのままパクるみたいで気分もあまり良くないので、こちらとして、さらにこの中で「こうしなければならない」みたいなことを、多分短文1行程度の文章で1つ、2つ、3つ、1つ、2つ、3つみたいにすると思います。

ただ、その中に、例えば委員さん方のお気に入りの表現がないとかであれば、「これはこちらにしたほうが良いのではないですか」というようなことを、またご意見いただければなど。

つまり、全体像を次回はもう少し、ただ、箇条書きではない形でのものをお示しして、それに対してご意見をいただく。そのための参考資料は、今、お手元にあるものだと、こういう感じでよろしければ、がんばって事務局がたたき台のようなものをつくってまいります。

それからもう一つ。今日、休養日と活動時間についても色々な意見をいただきましたので、恐らくこれについては結構な時間がかかるのではないかと思いますので、あまり先延ばしするのはよろしくないかもしれませんが、要は②から⑬のところをどういう形の構成にするのかというのを示させていただいて、可能な限り、時間の中でご意見を頂戴するというような形でいかがでしょうか。

#### ○会長

ぜひ打ち合わせのときも、そこを相談させていただいたところなのですが、ここでどんどん出しても、なかなかまとまりがないと思うのです。おっしゃったような章立てなり、どれぐらいの希望でとか、どのぐらいの文量でとか、そうしますと大体、各県、似たり寄ったりのところが出てくるとは思いますが、その中で島根県の独自性というものがどういうところに出てくるかというところで必要だと思いますので、そういったことだとアウトラインを出していただいたほうが、こちらからも提案しやすいと思いますので、ぜひそのところはやっていただいて、委員の方が出しやすいような導き方をしていただければと思いますけれども。

#### ○委員

併せて、ぜひ原案を出して議論ができるようにしていただきたいということと、それから、この資料2-2の各県のものを見たら分かりやすいと言われたので、見たら本当に分かりやすいのですよね。この13項目、ただ羅列してあるだけではどのようなものか分からないのですけれども、各県がそれぞれつくったものを見ると分かりやすく、ぜひこの項目に加えてほしいということがありまして、それは茨城県の分が書いてあるのですけれども、「はじめに」というのと、「運営方針の策定の趣旨」というのが最初にあって、具体的なものが出てきているのですけれども、その他のところはもう具体的なものから始まっているものもあるのですけれども、ここは大事なところかなと思うので、スポーツ

庁ももちろん書いてあるのですけれども、「はじめに」のところで。なぜこういうことになったのかという部分を、やはり最初にきちんと押さえて、項目立てしていつてもらいたいなというように思いますので、要望として原案を出していただきたいなというように思います。

○会長

ほかに何か要望事項はありますか。

……………質問・意見なし……………

今日は始めのところで様々なご意見をいただきまして、また、事務局にはたくさんの宿題が出されましたけれども、どうぞよろしくお願ひします。

それでは、これでもって私の議長としての務めを終えさせていただきます。事務局、お願ひします。

○事務局

すみません、その他のところで、文化庁のことにつきましては先ほどありましたので省かせていただきます。次回の会議につきましてですが、8月30日の木曜日、14時、ここでお願いしたいと思っております。また後日、改めてこちらからご連絡をいたします。

会議の内容につきましては、適切な休養日と活動時間の設定、運用上の留意点ですとか、もう一回整理をして、皆様にお示ししたいと思ひます。

それから、方針に記載する項目の章立てという形で、こちらで原案を出させていただきます、内容についても箇条書き等、皆様が検討しやすいように原案をつくってきて、お示しして、皆様に検討していただくという形にして進めたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

#### **教育監挨拶**

それでは、閉会にあたりまして、ひと言ご挨拶申し上げます。

大変長時間にわたりまして、また、休憩時間もまた、ろくに設定もせず、集中して様々なご意見を頂戴いたしました。宿題もたくさん頂戴いたしましたけれども、スムーズに進んでまいりますように、次回の議論がより活発にいただけるように準備してまいります。

なお、先ほど最後のところで委員がおっしゃいました、前書き、後書きについては、私の経験から、大体論文などは、前書き、後書きというのは一番最後に一応書くもので、そこで原案を出すと、それでかなり時間をとってしまうという可能性が出てまいります。

策定の趣旨は、国のものを借りるようですが、国のガイドラインの前文とあとがきのほうに載っておりまして、基本的にはこれを踏襲すべきものと考えておりますので、こういうものをイメージしていただきながら、次回の議論に臨んでいただければよろしいかなと考えておりますので、その点も含

めてよろしくお願ひいたします。

ただ、単に活動時間、あるいは休養日だけを設定するのではなく、総合的なガイドラインとしての役割も持たせなければならない、そういうところがございますので、委員の皆様方には、多方面からのご意見をさらに頂戴することになります。通常のお仕事の上にこういう重い職務と申しますか、お願ひをして申し訳ありませんけれども、今後ともよろしくお願ひいたします。

長時間、本当にありがとうございました。